第3号被保険者用(記入ガイド)



白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、 ▲ ボールペンで見やすく記入してください。

この記入ガイドを参考に ご記入いただく書類

・個人型年金加入申出書

·預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

訂正方法

 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 「4.掛金引落口座情報」を訂正する場合は、金融機関届出印を押印してください。

^{フリガナ} ネンキン イチロウ 氏 名 (自署)

年金 二郎 一郎

1.申出者、基礎年金番号

申出者が自署で記入してください。 基礎年金番号※は、年金手帳または基礎年金番 号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入して ください。

基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構 にご確認ください。 ※あらかじめ印字されている場合もございます。

4.掛金引落口座情報

引落口座は、本人名義の口座に限ります。

金融機関届出印

2枚目に金融機関届出印を押印してください。 金融機関届出サインの場合も、2枚目にサインし てください。生体認証方式の場合は押印欄に 「生体認証方式」と記入、印鑑レスロ座の場合は 押印欄に「印鑑レス口座」と記入もしくは任意の 印鑑を押印してください。

金融機関名

下記の(ご指定いただける金融機関)の中か ら、いずれか1つを記入してください。

5.掛金額区分

毎月の定額納付または、納付月で金額を指定※の どちらかを選択してください。 最低5,000円/月から上限23,000円/月ま で千円単位で指定できます。

※「加入者月別掛金額登録・変更届」は、auの iDeCoカスタマーサービスセンターまでご請求、 または以下からご自身で印刷してください。 auのiDeCoサイト > FAQ(よくある質問) > 申込方法 > 掛金を納付月と金額を指定して納 付する方法を教えてください。

| .申出者 氏名 (自器) 住所 27.妨 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 2 7 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 7 2 7 | 全ての加入用 シキシ ハナコ - 金 花 トウチョウト マ 3 - 456 京都〇〇 必ずいずれた | 出着がご記入ください。 | 基礎年金番号 / 2 3 生年月日 ☑ 昭和5 / □ 平成2 | 4 - 5 6 7 8 9 10 0 6 性別 連絡先電話番 |
|---|---|--|--|--|
| 27/37 ネ (自器) 27/37 ネ (自器) 27/37 ネ (日本) 7 12 (日本) 〒 12 (日本) 第1号後保険者>金44 1 (日本) 日本) | ×+× ハナコ 金 花 トウキョウト マ 3-456 京都〇〇 必ずいずれた Wyの自意業者 | と子 ^{11マルク、サンカクサンカク1 7 2区△△1-2} | 基礎年金番号 / 2 3 2 3 生年月日 ♥ 昭和5 □ 平成7 -23-456 | 4 - 5 6 7 8 9 5 1006 性別 連絡先電話番 |
| 住 所 ^{20,67} ¹⁰ ^{20,67} ¹⁰ | <u>金</u> 花 トウキョウトマ 3-456 京都〇〇 必可いずれた 以の自意業者 | と子 ^{NUマルク、サンカクサンカク1} 7 D区AA1ー2 | 生年月日 ♥ 昭和5 □ 平成7 | 年 1006性別 運絡先電話番 |
| 2005 住所 〒12 東 2.被保険者の種別 第1號欄類含約種 第3號欄類含約種 第3號欄類含約 第3號欄類含約 第3時間類類含約 第3時間間数 第3時間間数 第3時間間数 第3時間間数 第3時間間数 第3時間間 第2時間 | トウキョウト マ 3-456 京都〇〇 必ずいずれた 以外の自然発着 | 1 7 1 1 1 1 2 2 1 2 2 2 1 2 | -23-456 市区町村コービ | 連絡先電話番 |
| 住所 〒12 東 2.被保険者の種別 3第5時頃除者▶644 3第5時頃除者▶644 (第2号被保険者) (第2号被保険者) (共済組合員)の方 | 3-456 京都〇〇 必ずいずれた 以外的営業者 | 7 ⊠∆∆1−2 | 市区町村コード | |
| 果 2.被保険者の種別 2.前日被保険者(65歳) 第3号被保険者(65歳) 第3号被保険者) (第2号被保険者) (第2号被保険者) (共済組合員)の方 | | | | |
| 2.被保険者の種別 3第1号被保険者▶会社員 3第2号被保険者(55歳未 第3号被保険者▶会社員 【第2号被保険者】 【共済組合員】の方 | 必ずいずれた 以外の自営業者 - 法\ > + + + + + + + + + + + + + + + + + + | | 3-456 基礎 | 毎年金番号の またまた。 |
| 3第1号被保険者 ▶ 会社員 3第2号被保険者(65歳未 第3号被保険者 ▶ 会社員 【第2号被保険者】 【共済組合員】の方 | 以外の自営業者 | | 「3.掛金の納付方法」以降の該当工 | |
| 【第3号被保険者▶会社員 【第2号被保険者】 【共済組合員】の方 | ことは 月戸 小小田 田田 兄 田子 田子 | ☑ 共済組合員(65歳未 (会社員等 ☑ 任章加入被保険者(6) | 満)▶国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の 50歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する者)(任意 | 長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期か 「加入被保険者用別紙の提出が必要) |
| | 、公務員に扶養されている | 5配偶者 🖸 任意加入被保険者(2 | 20歳以上65歳未満の海外居住者)(任意加入被保険者用別 | 紙の提出が必要) |
| | 3.掛金(| の納付方法 | | |
| | □ 事業 | 主払込1 🛛 個人払込2 | | |
| - 4.掛金引落口座情報 | 記 「個人払込」の場合 収 「事業主払込」の場合 | は加入甲出者がこ記入くたさい。第1号・第3号 合で、事業所内において事業主払込の加入者に | ・任意加入被保険者も同様です。 は今回が初めてである、又は、口座から直近12ヵ月以内に引落実績がない | 、もしくは不明であるときは、事業主でご記入くだ |
| 」座名義人 フリガナ | ネンキン / | 、ナコ | | |
| 周人払込の ■合 本↓名 | 年人 | + 7 | 金融機関金 | 融機関届出印がある方は、 |
| 意に限定・屋 | 十金 | 化丁 | 庙出印 22 | 枚目に届出印を押印してくたさい |
| う何さは不可 | | - 現行以外の全融機関。 🤞 | どちらかを運搬してください | ■ゆうちょ銀行。 |
| | | ☑ 銀 | 〒 ☑ 労金 | |
| 金融機関名 | 確定 | ☑ 信道 | 車 ☑ 農協 金融機関コード 種目コード | 166 契約種別コード 30 |
| 主作々 | | | | る転至口(ナキュ) |
| 文佔名 | 確定 | 🗹 本店 💟 文店 (文 | ·m) △ 出版m 通版記号 | 週帳番号(石詰の) |
| 預金種別 | 1 □ 当座 ₂ | 口座番号(右詰め) | 234567 | |
| 5.掛金額区分 | 宇宙で納けしま | す。とちらかを選択してくださ | | 主 才 . |
| ▲ 田立と「記の毎/ 毎日の掛全額 | | 円 被保険者の種別、企業 年金制度等の加入状 | 別紙の「加入者日別掛全額登録、亦 | あり。 再足」を添付してください |
| 时间不能 | 230 | 0 0 況により限度額が異な | | と相」と称りしてくたとい。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | 企業年金額 | | | |
| | | 0000 | | |
| | 7.付加 | | 金基金加入状況について | |
| | | 手金の付加保険料(納付月額 | | |
| | | 手金基金に加入している。 | 右欄を記入 | 掛金月額 ⁺ ※2 |
| 2:この額も含めて68,000円 限度額となります。 | | | | |
| | | | いて)を受給していない。 🖸 老齢基礎年余・老齢周 | 「生年金を曇り上げ受給していない |
| | | | | |
| | | 受付金融機関 | および事務処理センター使用欄 | |
| 用関連運営管理機関 | | 0 0 7 9 2 au | 」アセットマネジメント (株) | |
| 绿関連運営管理機関 | | | はインパスター・リリューション・アンド・テクノロジー (株) | 南欧部国から |
| | /N | この あり ごなし | 今和 ₉ ^年 月 日 | @ D3324 U.272 |
| 金口座振替依照書 K-001 | | | | |
| 金口座振着位原書 K-001 入者月別掛金委登録・変更届 K-030 入者等源世管理機開変更届 K-004 | | 図 あり 図 なし | | |

ご指定いただける金融機関

- auじぶん銀行
- 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行
- 信託銀行
- (みずほ信託、三井住友信託、三菱UFJ信託) GMOあおぞらネット銀行 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信用農業協同組合連合会(信連)
- 農業協同組合(農協)

- あおぞら銀行
- イオン銀行
- 埼玉りそな銀行
- 新生銀行
- 住信SBIネット銀行
- ソニー銀行
- PayPay銀行
- ゆうちょ銀行
- 楽天銀行

ご指定いただけない金融機関

- ネット系銀行の一部 (大和ネクスト銀行、セブン銀行など)
- 商工組合中央金庫
- 信託銀行の一部(野村信託、SMBC信託など)
- 農林中央金庫
- 信用漁業協同組合連合会(信漁連)
- 漁業協同組合(漁協)
- 外国銀行
- ※上記以外の金融機関でも取扱いできない場合 があります。